

配信資料に関する技術情報（気象編）第16号

一 予報及び注意報・警報の細分区域について 一

1 名称変更について

今年2月に気象業務法施行規則及び気象庁予報警報規程の一部改正を行い、これまで部内規定で定めていた細分地域を告示することとし、3月1日より実施することとなりました。

これに伴い、以下の名称を変更することとなりましたのでお知らせします。

旧	新
細分地域	→ 細分区域
一次細分地域	→ 一次細分区域
二次細分地域	→ 二次細分区域
指定地区予報区担当官署	→ 分担気象官署

（「分担官署」と省略する場合がある。）

また、告示では、網走支庁管内の旧二次細分地域（網走地方、北見地方及び紋別地方）は、これらの区域に対して、府県天気予報を定常的に細分していることから、一次細分区域としています。

その他、告示では、細分区域の名称中、「地方」等の表記を一部変更しています。これに伴う予報及び注意報・警報の電文中の変更は3月1日時点では実施せず、準備期間をおいて実施することとしており、変更日時については、後日お知らせします。

2 細分区域の変更時期について

細分区域の変更は、これまでから3か月程度の周知期間を経て行うこととしていましたが、時期については、個別に定めてきました。

今後、細分区域の適切な運用を図るため、細分区域の見直しが多く発生することが予想されます。一方、近年、部外機関においても予警報の計算機処理が主流となり、細分区域の変更は、関連するソフトウェアの変更等への影響が大きくなっています。

このことから、細分区域の変更は、特段の理由がある場合を除いて、以下のスケジュールで年2回の実施日にまとめて行うこととします。ただし、実施初回にあたっては、現在の調整状況を踏まえ、以下のスケジュールの他に、平成9年6月3日（火）15時に実施します。

気象庁の配信する予報及び注意報・警報の電文を利用する機関は、スケジュー

ルにあわせて関連する準備を行っていただくと共に、今後の細分区域の変更に柔軟に対応できる電文処理プログラム（例えば、細分区域は変更が容易なテーブルとするなど。）とするようご協力をお願いします。

なお、他の変更（例えば電文フォーマット）についても、今後、同様の実施スケジュールを別途、検討することとしています。

[スケジュール]

細分区域は以下のスケジュールで変更する。

回	第1回	第2回
変更決定時期	8月1日～11月30日	12月1日～7月31日
周知開始日	12月15日	8月15日
実施日時	翌年3月1日15時	11月1日15時（ともに中央標準時）

（注）変更決定時期とは、気象庁内における技術的な検討及び地元自治体をはじめとする関係機関との調整が終了した日。

（注）周知開始日ないし実施日は、当日が休日となった場合及び特段の事情がある場合は、その前後に別途調整して定めることがある。

3 平成9年6月3日に実施する細分区域の変更

細分区域の変更は、（2）により行うこととしますが、初回は以下のとおり変更します。

実施日時：平成9年6月3日（火）

変更内容（詳細は別紙）

山形県

細分区域の境界を変更する。

三重県

① 一次細分区域「北中部」に二次細分区域「伊賀」を、一次細分区域「南部」に二次細分区域「伊勢志摩」及び「紀勢・東紀州」を新たに設定する。

② 細分区域の境界を変更する。

和歌山県

一次細分区域「南部」に二次細分区域「新宮・東牟婁」及び「田辺・西牟婁」を新たに設定する。

宮崎県

二次細分区域の「北部平野部」、「南部平野部」、「北部山沿い」及び「南部山沿い」を一次細分区域とする。

鹿児島県

① 一次細分区域「薩摩地方」において、二次細分区域として「薩摩地方北部」及び「薩摩地方南部」を新たに定める。

② 一次細分区域「奄美地方」において、二次細分区域として「十島村」を加える。

4 細分区域の変更に伴う配信電文の変更

3項の変更に伴い以下の配信電文が変更となります。

(1) 注意報・警報

変更を実施後、3項で掲げた全ての新しい細分区域に対して注意報・警報が発表されます。新しい細分区域が設定された区域では、別紙で示した新しい区域名及び区域コードが用いられます

なお、変更前の細分区域に発表された注意報・警報が6月3日15時を過ぎた場合、新しい区域に対して発表しますのでご注意ください。

(2) 府県天気予報

宮崎県で従来の二次細分区域を一次細分区域に変更することから、これまで2区域に対して行われていた府県天気予報が、今後は4区域に対して行われることとなります。

これに伴い、降水確率は2区域から4区域に追加されます。最高・最低気温予報を行う地点は変更ありません。

(3) 時系列予報

宮崎県で従来の二次細分区域を一次細分区域に変更することから、一次細分区域に対して行っている時系列予報の地点は2地点から4地点に変更されます。

新たに追加となる地点は以下のとおりです。

一次細分区域名	地点名	地点番号
南部山沿い	都 城	87426
北部山沿い	高千穂	87041

別 紙

細分区域の設定・変更に伴う区域名（読み）, 区域コード（カナ名）

当該府県名	一次細分区域名	二次細分区域名
[現行]		
三重県 5300	北中部 (ほくちゅうぶ) 5310	北部 (ほくぶ) 5312 中部 (ちゅうぶ) 5311
	南部 (なんぶ) 5320	
[新]		
三重県 5300 (ミエケン)	北中部 (ほくちゅうぶ) 5310 (ホクチュウブ) 南部 (なんぶ) 5320 (ナンブ)	北部 (ほくぶ) 5312 (ホクブ) 中部 (ちゅうぶ) 5311 (チュウブ) 伊賀 (いが) 5313 (イガ) 伊勢志摩 (いせしま) 5321 (イセシマ) 紀勢・東紀州 (きせいひがしきしゅう) 5322 (キセイヒガシキシュウ)
[現行]		
和歌山県 6500	北部 (ほくぶ) 6510 南部 (なんぶ) 6520	
[新]		
和歌山県 6500 (ワカヤマケン)	北部 (ほくぶ) 6510 (ホクブ) 南部 (なんぶ) 6520 (ナンブ)	新宮・東牟婁 (しんぐうひがしむろ) 6522 (シングウヒガシムロ) 田辺・西牟婁 (たなべにしむろ) 6521 (タナベニシムロ)

当該府県名	一次細分区域名	二次細分区域名	
[現行]			
宮崎県 8700	南部 (なんぶ) 8710	南部平野部 (なんぶへいやぶ) 8711 南部山沿い (なんぶやまぞい) 8712	
	北部 (ほくぶ) 8720	北部平野部 (ほくぶへいやぶ) 8721 北部山沿い (ほくぶやまぞい) 8722	
[新]			
宮崎県 8700 (ミヤサキケン)	南部平野部 (なんぶへいやぶ) 8710 (ナンブ・ヘイヤブ) -南部山沿い (なんぶやまぞい) 8730 (ナンブ・ヤマゾイ) -北部平野部 (ほくぶへいやぶ) 8720 (ホクブ・ヘイヤブ) -北部山沿い (ほくぶやまぞい) 8740 (ホクブ・ヤマゾイ)		
[現行]			
鹿児島県	鹿児島地方 8800	薩摩地方 (さつまちほう) 8810 大隅地方 (おおすみちほう) 8820	
[新]			
鹿児島県	鹿児島地方 8800 (カコシマチホウ)	薩摩地方 (さつまちほう) 8810 (サツマチホウ) -薩摩地方北部 (さつまちほうほくぶ) 8812 (サツマチホウホクブ) -薩摩地方南部 (さつまちほうなんぶ) 8811 (サツマチホウナンブ) 大隅地方 (おおすみちほう) 8820 (オオスミチホウ)	
[現行]			
奄美地方 1000	奄美地方 (あまみちほう) 1000	北部 (ほくぶ) 1001 南部 (なんぶ) 1002	
[新]			
奄美地方 1000	奄美地方 (あまみちほう) 1000 (アマミチホウ)	-十島村 (としまむら) 1003 (トシマムラ) -北部 (ほくぶ) 1001 (ホクブ) -南部 (なんぶ) 1002 (ナンブ)	

細分区域の設定・変更に伴う対象市町村の変更

(下線部が変更か所)

府県予報区名
(担当官署名)

一次細分地域名

[現行]

山形県 (山形地方気象台)	村	山	・・・・・・・・・・・	山形市, 寒河江市, 上山市, 村山市, 天童市, 東根市, 東村山郡, 西村山郡
	置	賜	・・・・・・・・・・・	米沢市, 長井市, 南陽市, 東置賜郡, 西置賜郡
	庄	内	・・・・・・・・・・・	鶴岡市, 酒田市, 東田川郡, 西田川郡, 鮑海郡
	最	上	・・・・・・・・・・・	新庄市, <u>尾花沢市</u> , <u>北村山郡</u> , 最上郡

[新]

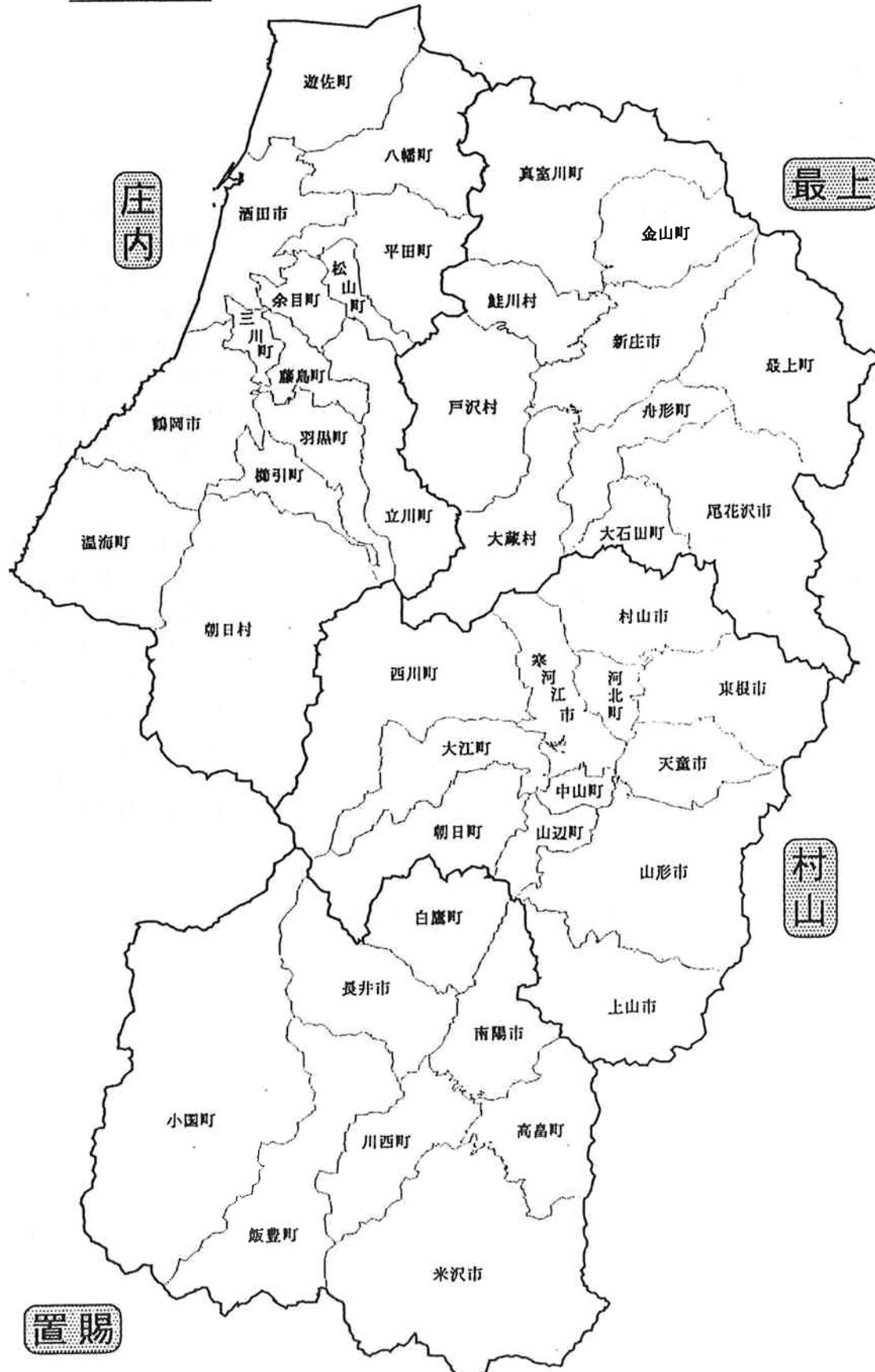
山形県 (山形地方気象台)	村	山	・・・・・・・・・・・	山形市, 寒河江市, 上山市, 村山市, 天童市, 東根市, <u>尾花沢市</u> , 東村山郡, 西村山郡, <u>北村山郡</u>
	置	賜	・・・・・・・・・・・	米沢市, 長井市, 南陽市, 東置賜郡, 西置賜郡
	庄	内	・・・・・・・・・・・	鶴岡市, 酒田市, 東田川郡, 西田川郡, 鮑海郡
	最	上	・・・・・・・・・・・	新庄市, 最上郡

[変更理由]

気象特性の見直し, 山形県の防災体制との整合のため。

「現行」

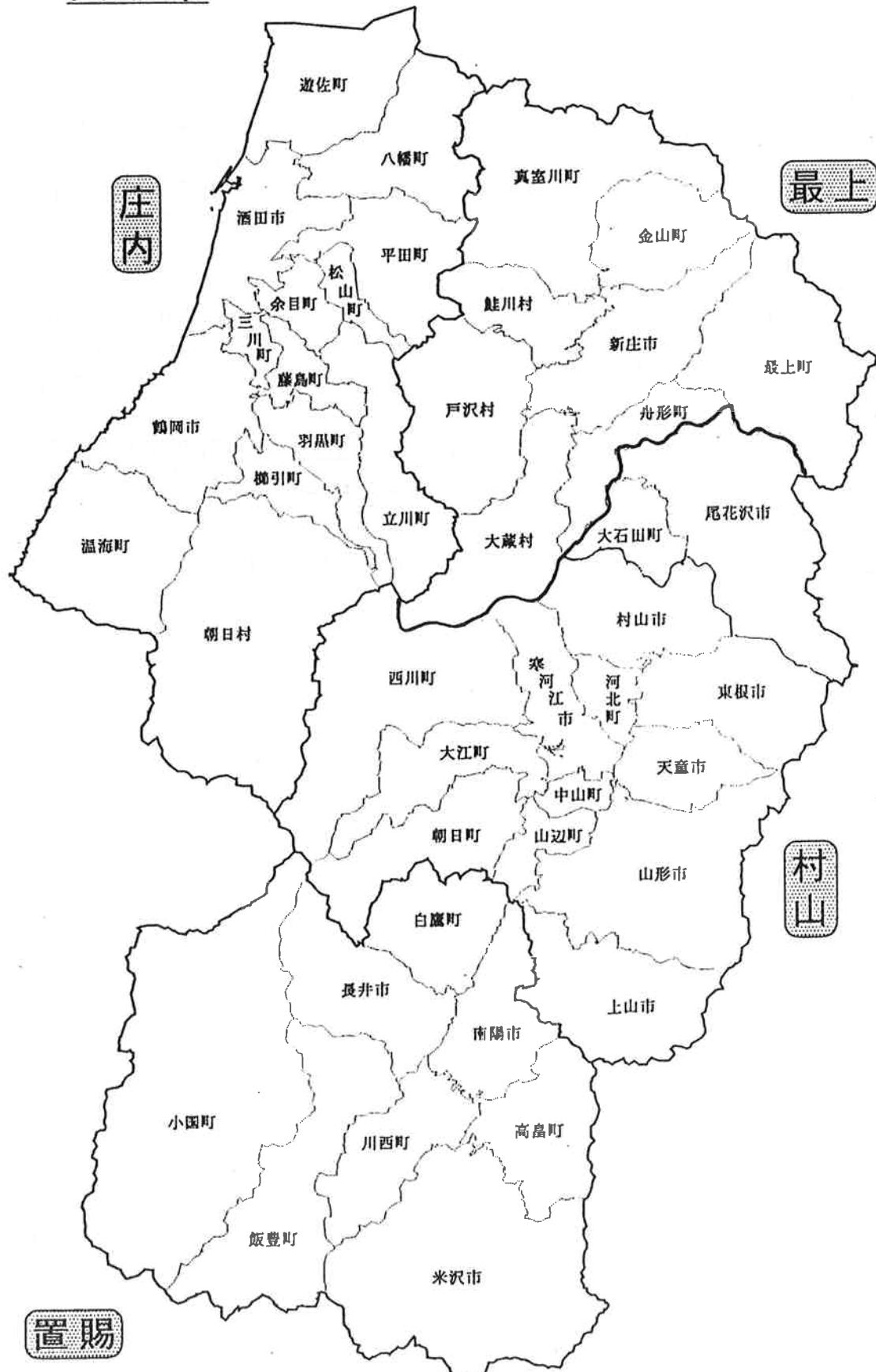
山形県



置賜

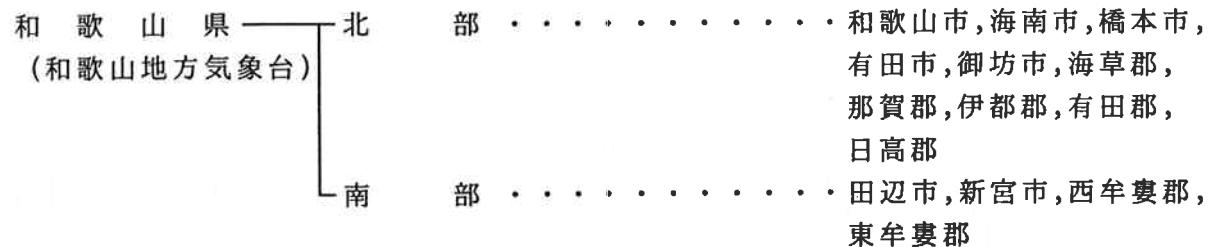
「新」

山形県

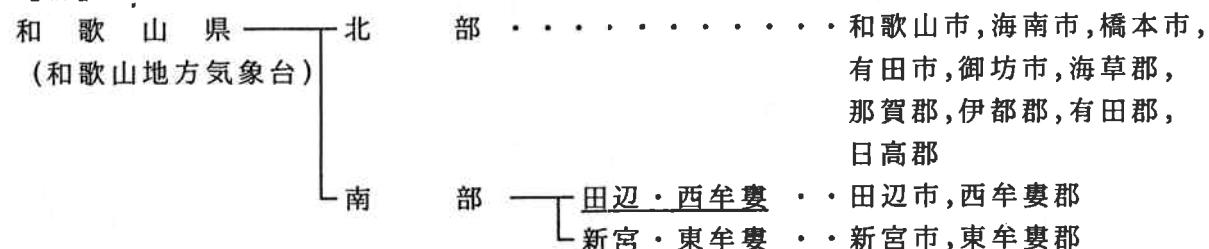


府県予報区名 一次細分地域名 二次細分地域名
(担当官署名)

[現行]



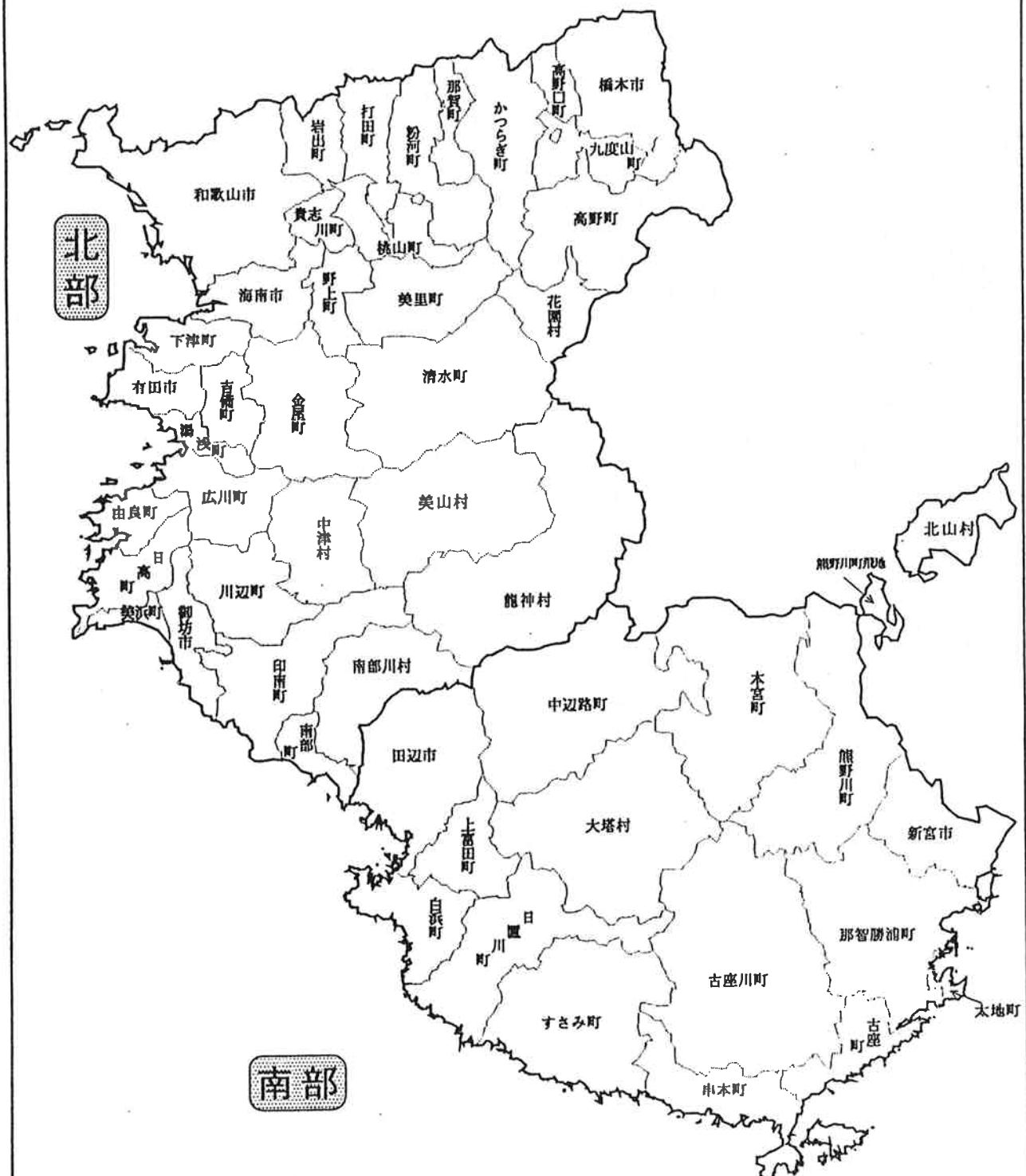
[新]



[変更理由]
気象特性の見直しに基づき、細分区域の適正化を図るため。

「現行」

和歌山県



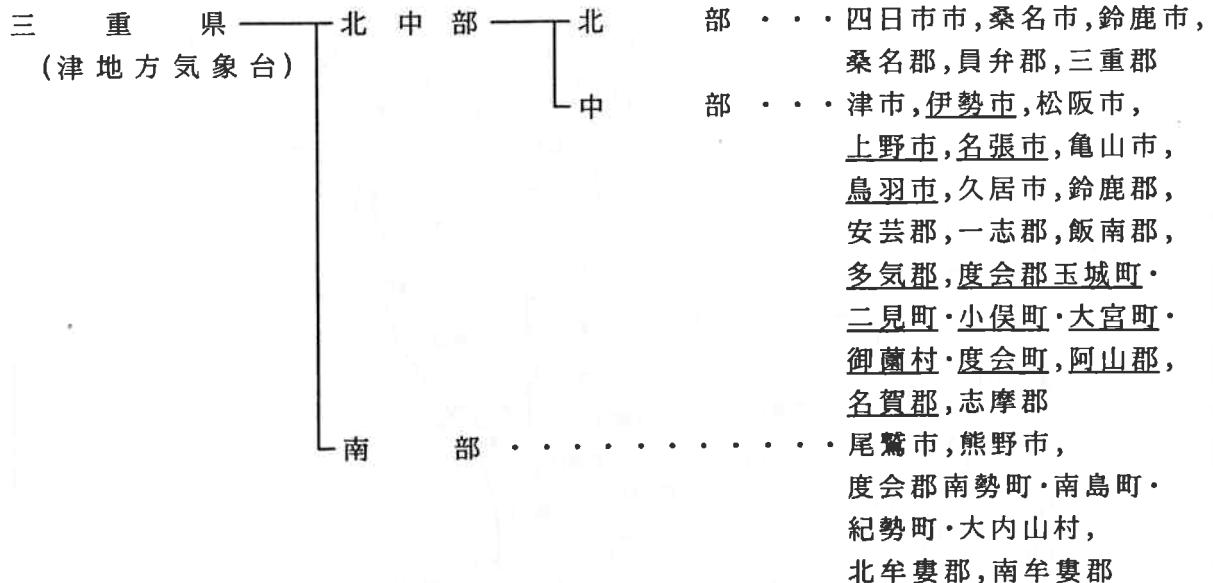
「新」

和歌山県

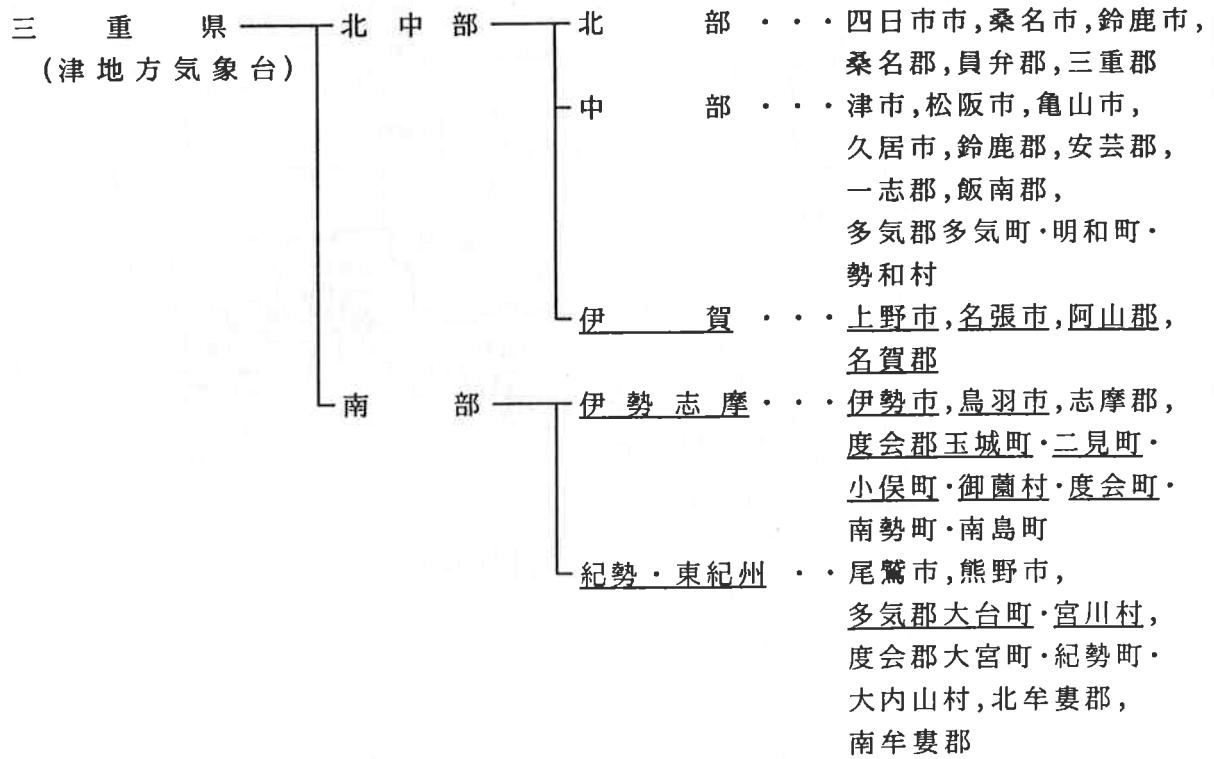


府県予報区名 一次細分地域名 二次細分地域名
(担当官署名)

[現行]



[新]



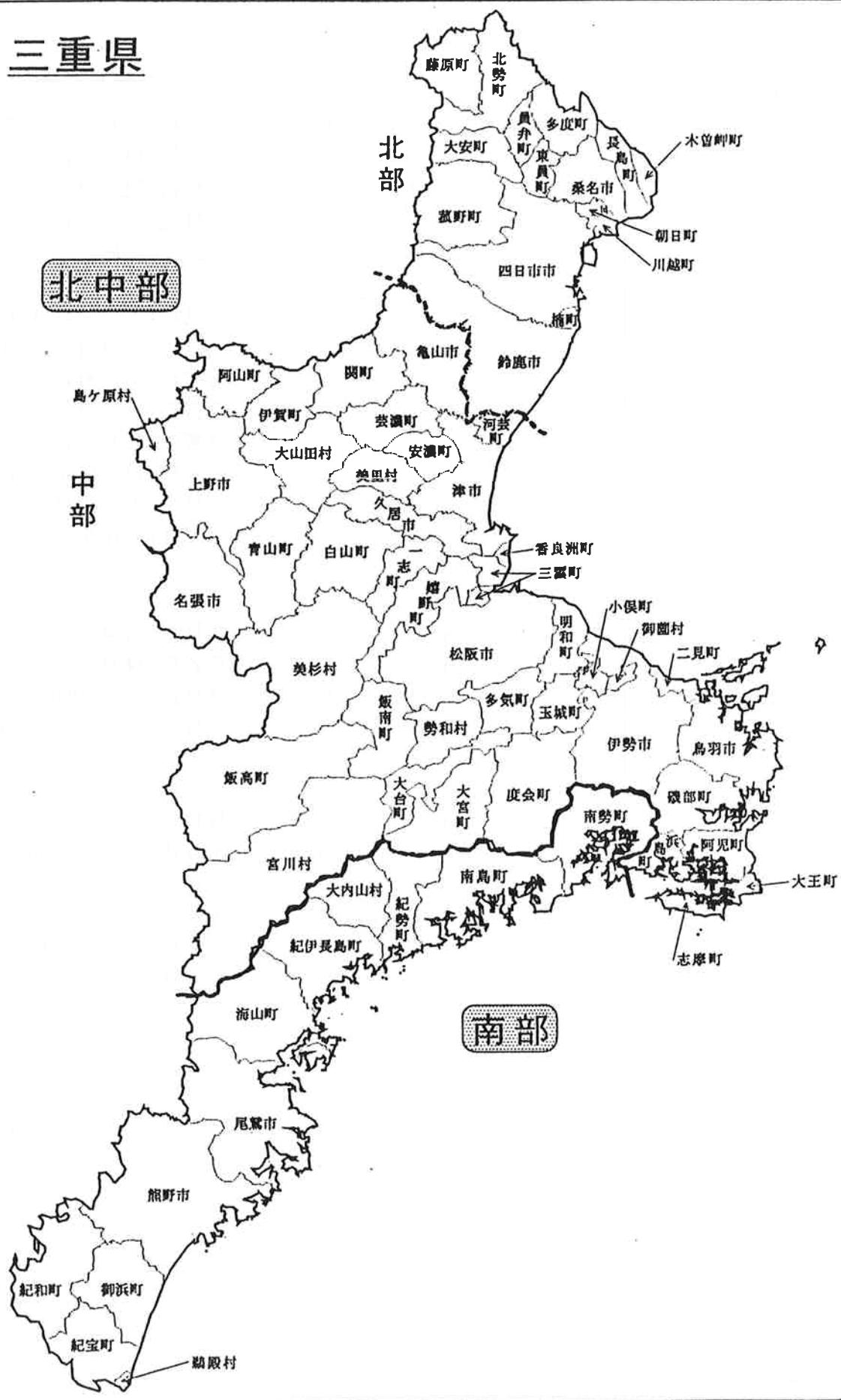
[変更理由]

気象特性の見直しに基づく予報区の適正化、防災機関の体制との整合のため。

「現行」

三重県

北中部



南部

「新」

三重県

北中部

伊 賀

中 部

伊勢志摩

南 部

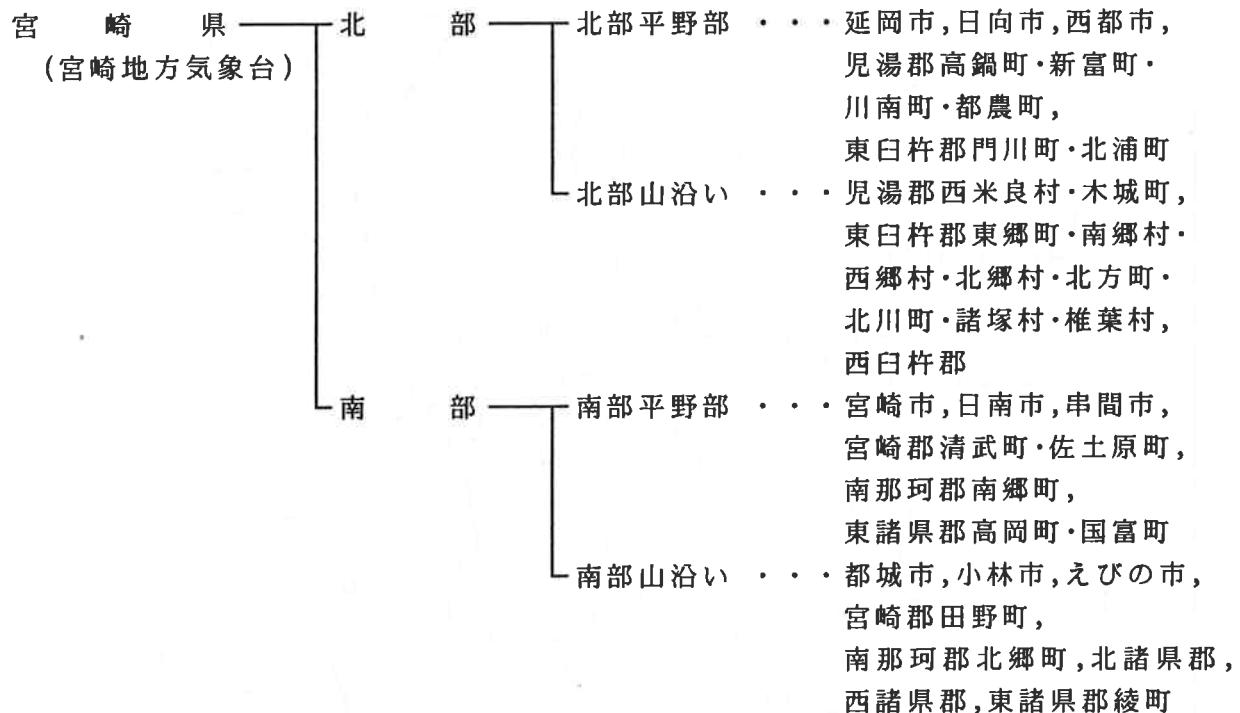
紀勢・東紀州

府県予報区名
(担当官署名)

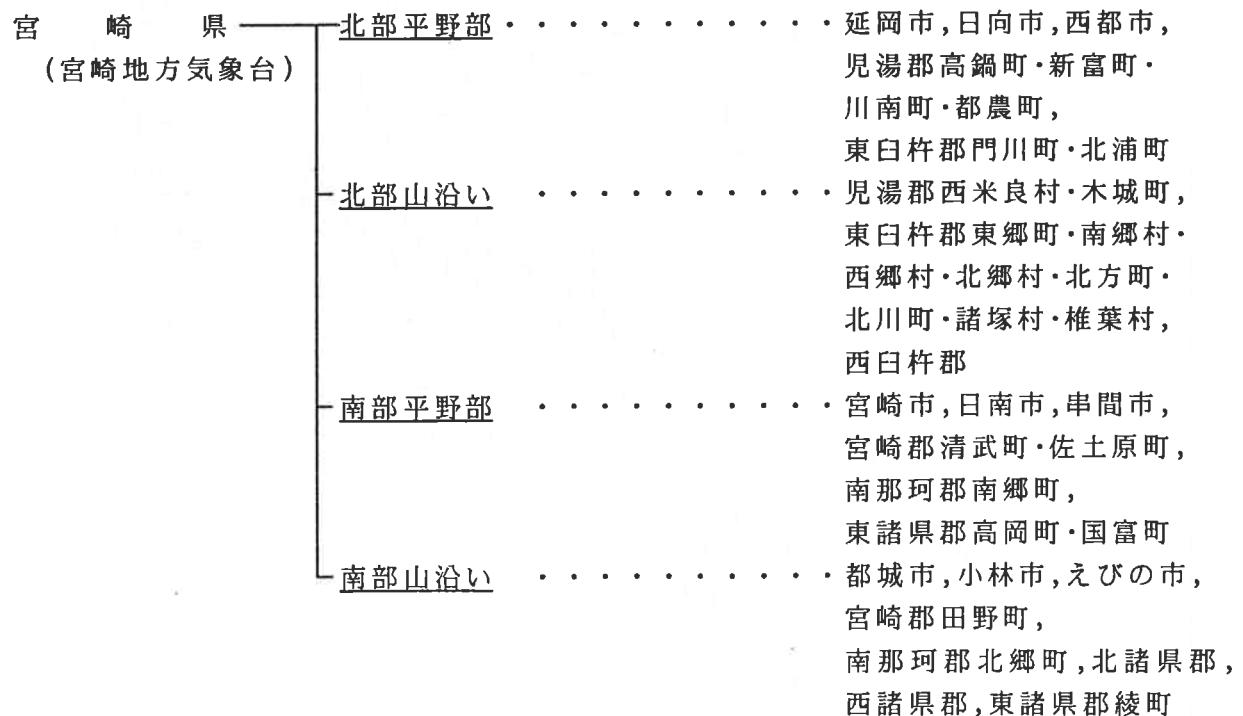
一次細分地域名

二次細分地域名

[現行]



[新]

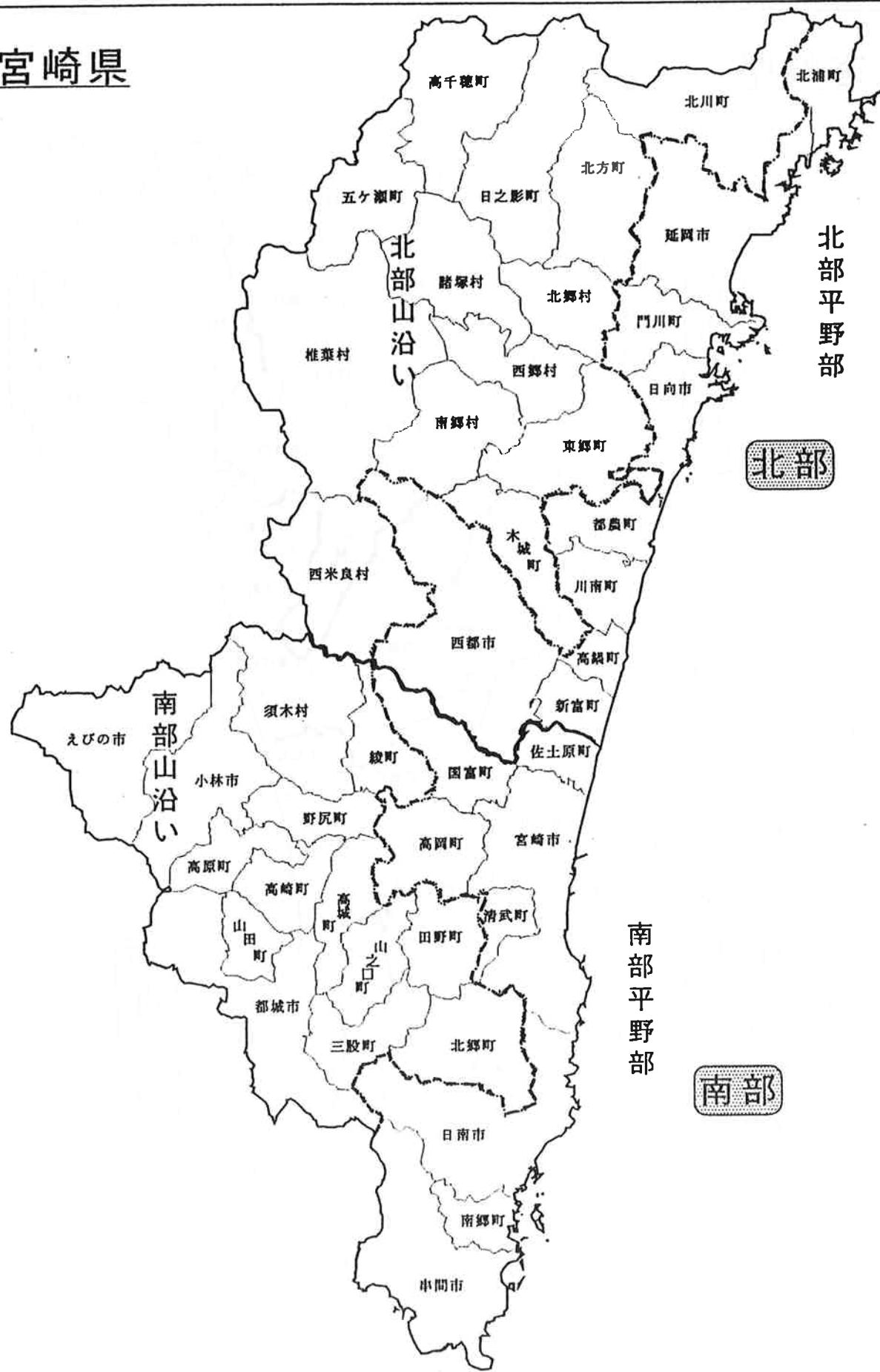


[変更理由]

二次細分区域を一次細分区域に変更し, 天気特性に合わせて天気予報を定常発表するため。

「現行」

宮崎県



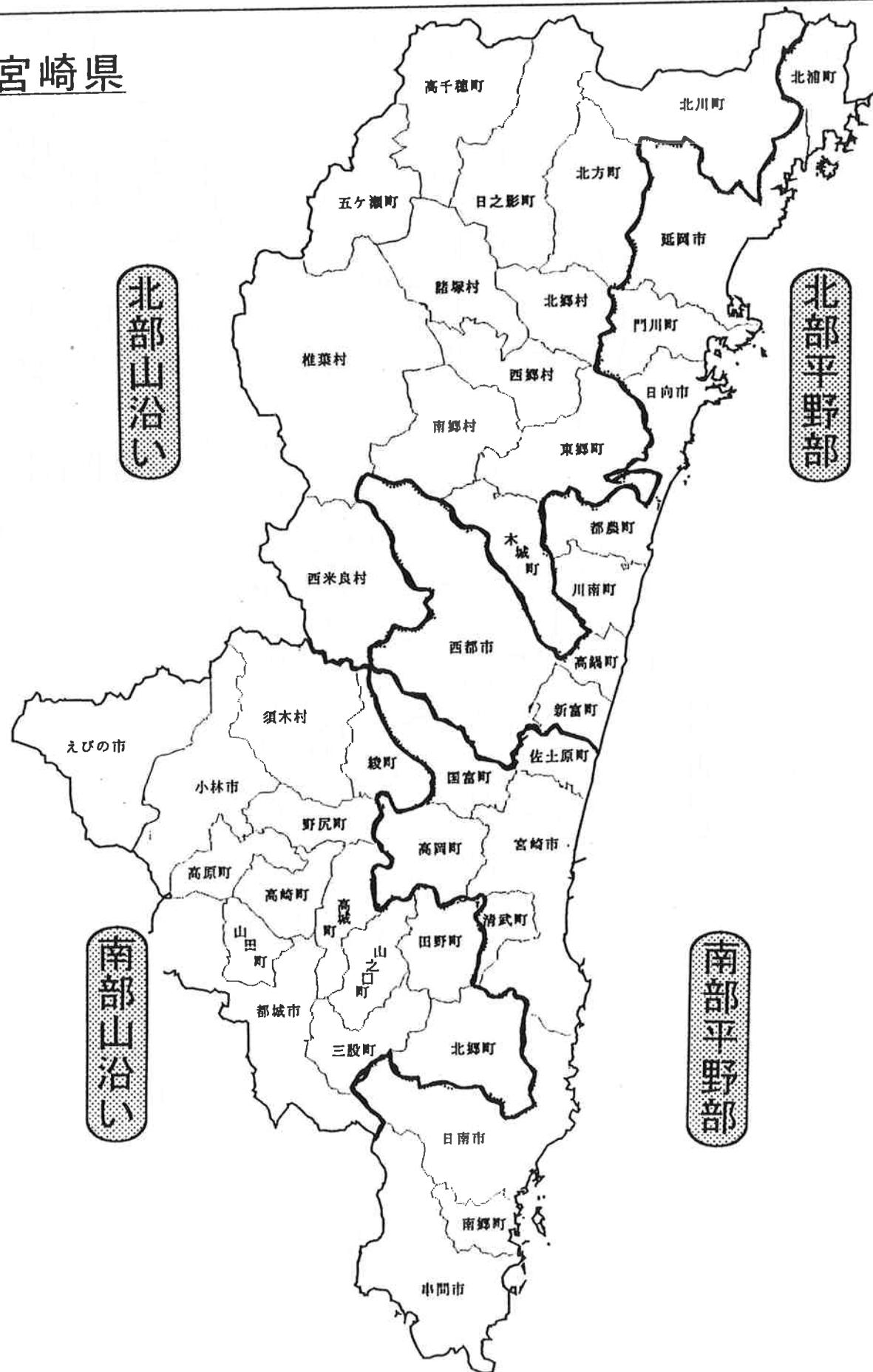
北部

南部

南部

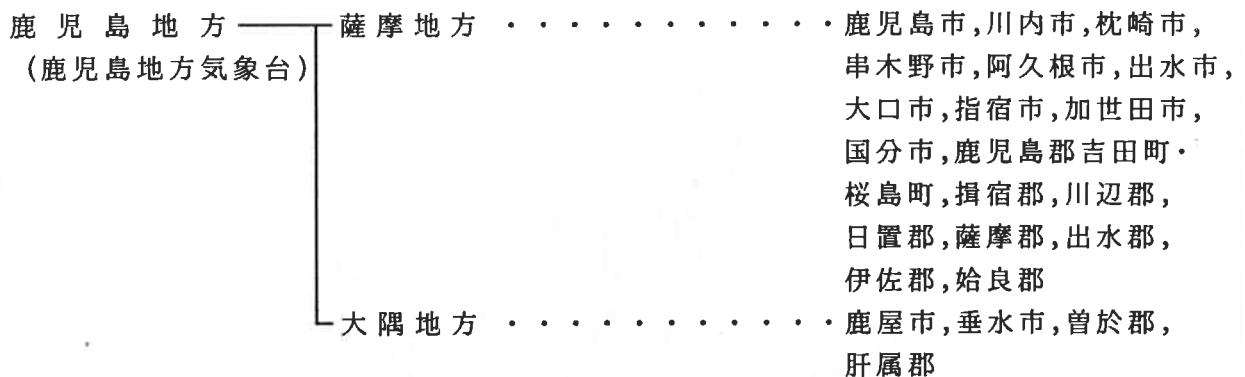
「新」

宮崎県

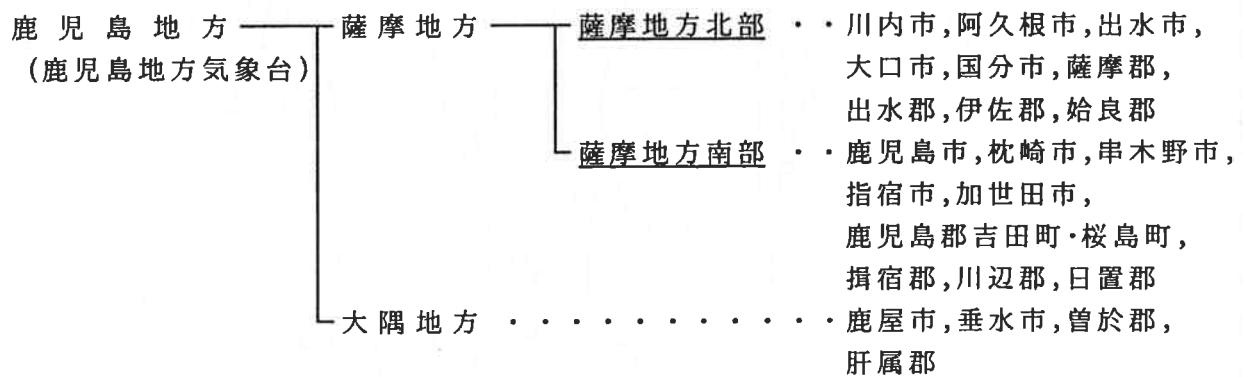


府県予報区名 一次細分地域名 二次細分地域名
(担当官署名)

[現行]



[新]



[変更理由]

防災情報を適正・詳細に発表するため。

「現行」

鹿児島県 その1



種子島
・
屋久島地方

屋久島地方

上屋久町

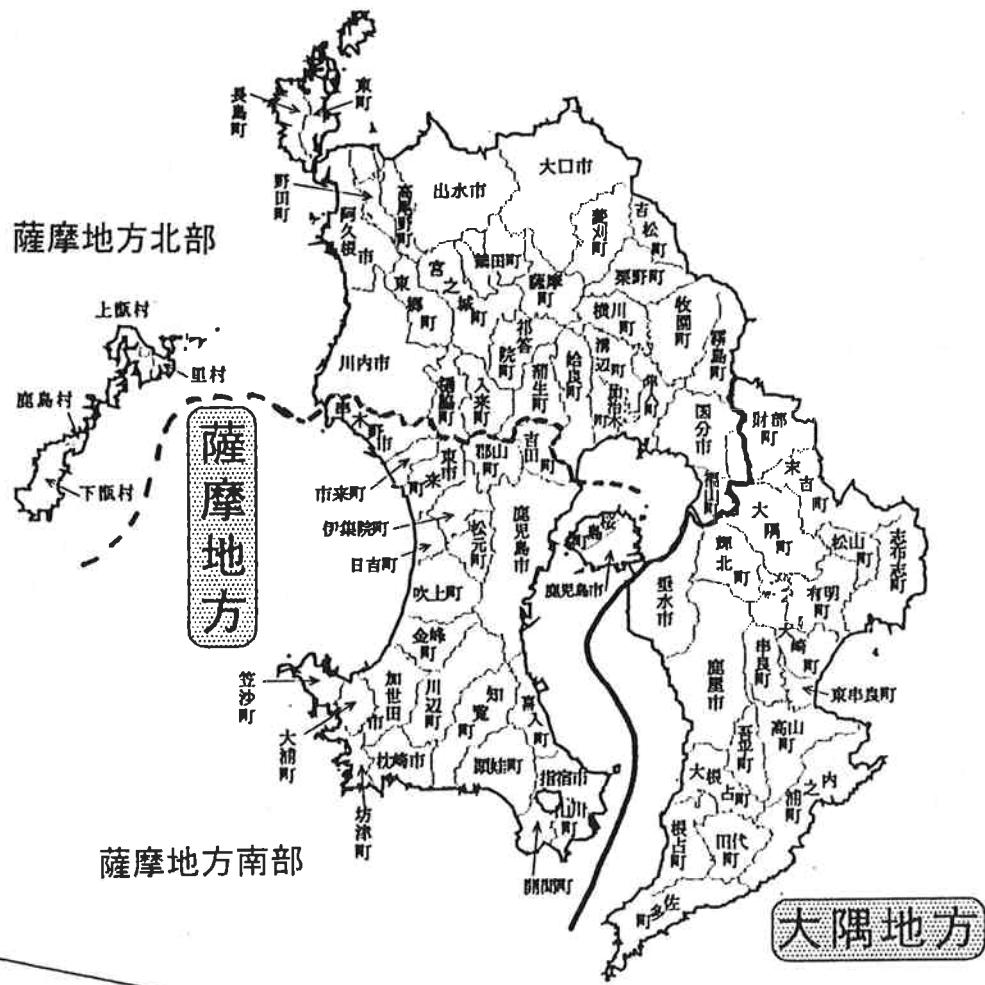


種子島地方

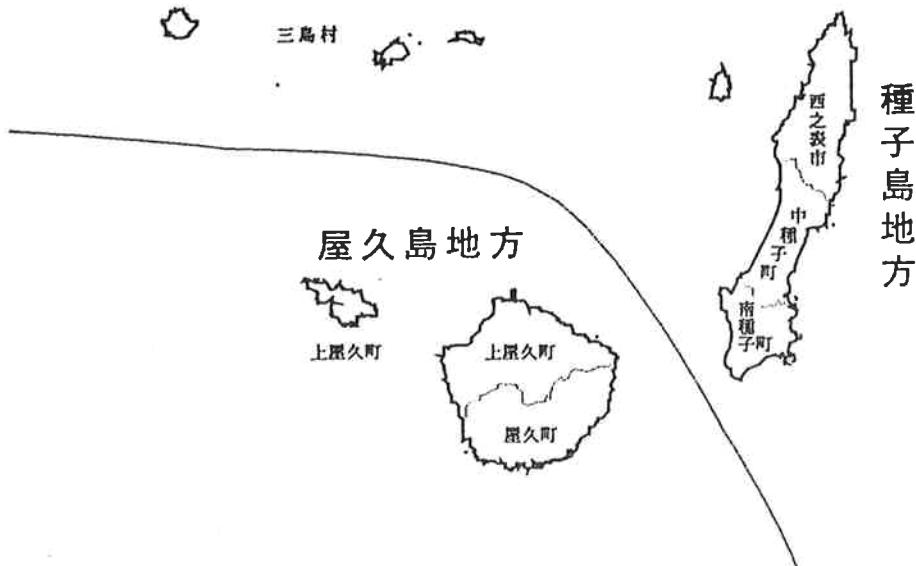


「新」

鹿児島県 その 1



種子島
久島地方

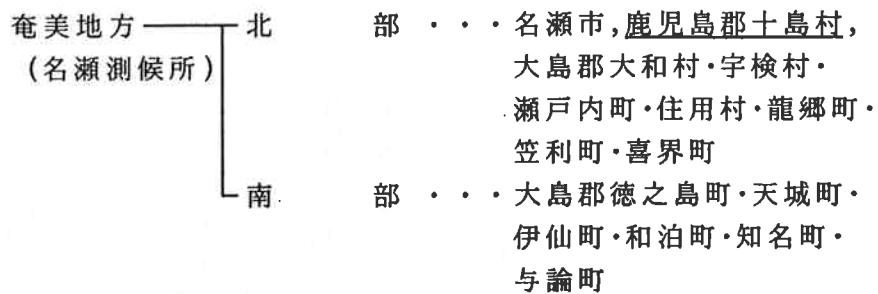


府県予報区名
(担当官署名)

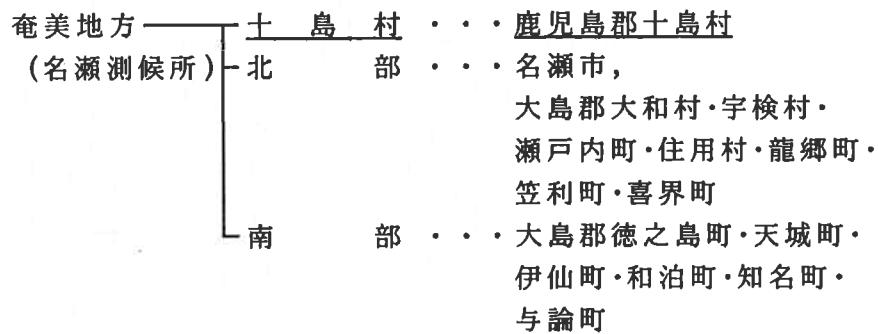
一次細分地域名

二次細分地域名

[現行]



[新]

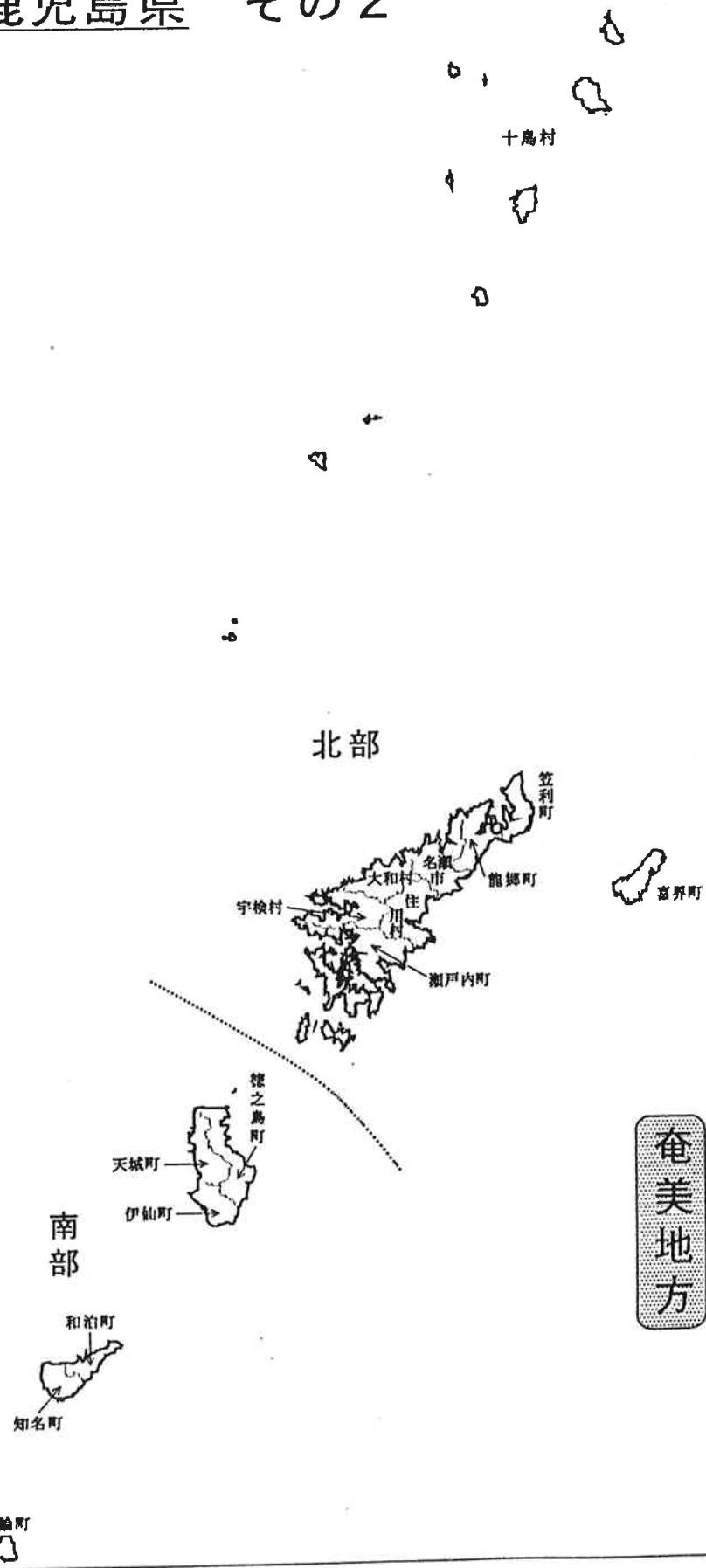


[変更理由]

奄美本島と距離があり、気象状況が異なる場合に適切な注意報・警報を発表するため。

「現行」

鹿児島県 その2



「新」

鹿児島県 その2

